

水俣病、生政治、身体

—石牟礼道子と緒方正人を手がかりに—

中島 弘二*

Koji NAKASHIMA

Minamata Disease, Biopolitics, and Body:

Michiko Ishimure and Masato Ogata

はじめに

1. 「生政治」という問題

水俣病、沖縄の米軍基地、福島原発事故、日雇い労働の「寄せ場」、ハンセン病療養所等々。これらは「誰かの生を豊かなものとするために、誰かの生を犠牲にする」という主権国家の負の側面を端的に示すものである。このような生のコントロールを通じて成立する主権権力のあり方を批判的に捉え直すのがミシェル・フーコーやジョルジョ・アガンベンが提起した「生政治 biopolitics」の視点である。

フーコー (1986) は近代において主権に根本的な変容が生じたと指摘する。すなわち、封建主義時代における君主の主権が基本的に臣民に対する「生殺与奪」の権利(死なせるか、それとも生きるままにしておくか)であったのに対し、近代における国家の主権は国民の「生存」を調整する権力(生きさせるか、それとも死の中に廃棄するか)、すなわち生一権力 (bio-pouvoir) へと変容したとするものである。このような近代における生一権力は、さらに一望監視システムに代表される「規律一訓練」型の権力と、人口調整の諸制度に代表される「生一政治」型の権力によって構成され、一人ひとりの身体を管理し訓育することで個人を社会規範に適合させると同時に、公衆衛生や医療、福祉を通じて人口を調整し、人々の健康と生を管理する「生政治」を作動させるのである。

一方、アガンベン (2003, 2007) はフーコーの議論を批判的に発展させ、独自の生政治論を展開する。アガンベンが古代ギリシアにおける二つの生、すなわち「より善く生きる」ことを目指す「政治的な生 (bios)」と「生きている」という単なる事実としての

「自然的な生 (zōē)」の区別に基づいて、「自然的な生」が「政治的な生」の領域に「例外状態」という特異な形で包摂されていく点に近代の主権権力の種別的な特徴を見出している。例えば、ナチスドイツの強制収容所からグアタナモ湾収容所、アブグレイブ刑務所に至る「例外空間」としての収容所 (the camp) においては、あらゆる法秩序が宙づりにされ、収容者はその市民的権利を剥奪され、生命すらもが剥き出しの暴力にさらされてしまう。収容者は市民社会における「政治的な生」から排除され、「生きている」という単なる事実としての「自然的な生」に直面させられてしまう。アガンベンはこのような主権権力が合法的に生み出した法の埒外である収容所という例外空間の存在に近代の主権権力の基礎を見出すのである。

2. 収容所の地理学

近年、人文地理学においても「生政治」をめぐる研究が盛んに行われており、とりわけ収容所に関しては批判地理学的な観点から多くの研究が蓄積されてきた (Minca 2005, 2006, 2007, 2015a; Gregory 2006; Ek 2006; 北川 2007)。例えば、Minca (2006, 2007) は「生きるに値する生」と「廃棄される生」の不分明地帯としての収容所の創出を主権権力の根源的な空間作用とみなし、例外状態の創出を通じた主権権力の作用が有する空間的な含意を明らかにすることの必要性を述べている。また Minca (2005, 2015a) は、20世紀前半のファシズムの時代に生み出された「収容所」という空間が21世紀の現代に再び登場したのはなぜかと問い、対テロ戦争の時代における新たな生政治のグローバルな展開に警笛を鳴らしている。

しかし、このような収容所をめぐる研究に対しては幾つかの点から批判が投げかけられている。一

* 金沢大学人間社会研究域准教授

つ目は「例外空間」を明確な境界線(柵、鉄条網)で区切られた領域としてしか捉えきれないという「領域論的視点」の限界である。Gregory (2006)はそのような「容器としての空間」という見方を批判し、パフォーマンスの場、すなわち“doing”の場として収容所の空間をとらえる必要性を述べている。また、Martin(2014)はペイルートのパレスチナ難民キャンプの検討を通じて、例外空間が狭い意味での難民キャンプを越えて拡張し、都市景観そのものとオーバーラップしている点を指摘し、「例外空間」から「収容所景観」への転換を唱えている。実際、ロンドン同時爆破事件(2005年7月7日)の2週間後に起きた「誤射」事件¹⁾に示されるように、対テロ戦争の時代においては収容所に限らずどこでも例外状態が生み出されてしまうのである(Minca 2006)。

二つ目は収容者、勾留者の主体性を見落としという問題である。Katz (2015)は、「収容所の地理学」は収容者や勾留者を非人間化し脱主体化する「死の政治学 thanatopolitics」にしか焦点を当てておらず、「抵抗の場」としての収容所と、抵抗する主体としての収容者の可能性が閉ざされてしまっていると指摘する。Katzのこの指摘に対して、Minca (2015b)は収容者自身による主体的な抵抗を可能とする「対抗—収容所 counter-camps」を含む多様な空間性を検討する必要性を認めている。

三つ目は、上記の点に関連して、「収容所の地理学」はもっぱら主権権力によって行使される暴力と法の共犯関係への批判と、それに対する法的・司法的な抵抗の可能性しか示すことができないという問題である。Gregory (2006)はアガンベンを批判して生政治に対する抵抗の可能性についての検討の必要性を述べているが、グアンタナモ湾収容所に関する自身の研究においても国会議員や独立法務官(military lawyer)、人権擁護団体等による法的・司法的な抵抗の試みを示すにとどまっている²⁾。

3. 「抵抗」の問題

近代の主権権力が行使する生権力に対する抵抗の問題については、A. ネグリとM. ハートが「マルチチュード」という視点から興味深い議論を展開している。ネグリ・ハート(2003)は、多国籍企業やさまざまな国際機関、NGO、主要な国民国家、国家間の連合体などを要素および結節点として構成されるネットワーク状の権力を<帝国 empire>と呼び、グローバル化の時代における国民国家を越えた新たな主権権力のあり方として位置付ける。そしてそうし

た<帝国>に対抗する新たな主体として、ネグリ・ハート(2005)は内的差異を有する無数の多様な主体によって構成される「マルチチュード(multitude)」の概念を提起している。ポストフォーディズム的生産の基盤が物質的な財の生産ではなく情報や知識、サービスなどを生産するための非物質的労働に求められるようになる中で、<帝国>的な主権権力はますます社会的な生の生産と再生産、すなわち生政治的生産(biopolitical production)に深く関わるものとなっていく。しかしながら、まさにその点において<帝国>の生権力は不可避的な抵抗に直面することとなる。なぜなら、「マルチチュード」は生政治的生産の担い手であると同時に、グローバルな民主主義を推進する主体としての可能性をも有しているからである。そこでは生政治的生産が単に主権権力による生の調整と管理を意味するものから、「社会に内在し、労働の協働形態をとおしてさまざまな社会的関係や社会的形態を創出する」(ネグリ・ハート2005: 167)ものへと転換される可能性を有するのである³⁾。言い換えれば、そこではネットワーク的な主権権力の支配が拠り所とする社会的生そのものが抵抗の拠点となってしまうのである。

このように、主権権力が行使する生権力に対する抵抗の主体としてネグリとハートが「マルチチュード」を概念化した点は高く評価できる。それは生政治における「抵抗」の問題を主題化し、抵抗する主体の可能性を明示したという点で大きな意味を持つ。しかしながら、ネグリとハートはポストフォーディズム的生産における非物質的労働の意義を重視するあまり、「生の生産と再生産」を過度に狭くとらえてしまっているように筆者には思われる。そこでは、経済的な意味には還元されない物質的労働が有する存在論的な含意や、生をめぐる物質的つながりの理論的な含意が見落とされていないだろうか。確かにSNSや情報通信産業の役割は飛躍的に増大し、世界中どこにいても連帯や協働のグローバルなネットワークに接続することは可能である。しかし、現代において抵抗の主体となりうるのはそうした非物質的労働に携わる人だけなのだろうか。インターネットやSNSを自在に使いこなすことが困難な情報弱者やローカルな物質的労働の生産者たちは抵抗の主体になれないのだろうか⁴⁾。ネグリとハートはグローバルなネットワークの役割を強調するあまり、ローカルな場所における個体間の物質的つながりにあまり注意を払っていないように筆者には思われる。

この問題は、ネグリとハートの議論においてアガンベンが提起した「例外状態」の問題、とりわけ「剥

き出しの生」の問題が後景に退いてしまっていることにもつながってくると思われる。確かに前述の「誤射」事件に示されるように、対テロ戦争の時代においては収容所に限らずどこでも例外状態が生み出されてしまう。その意味で、「例外状態の全面化」と「安全保障」が生権力の一形態になったというネグリ・ハート(2005)の指摘は正鵠を得ていると言える。しかしながら、そうした生権力に対する抵抗の主体とされる「マルチチュード」の中には「ホモ・サケル」の姿は見当たらない。ネグリとハートの言う抵抗の主体としての「マルチチュード」とは、自ら社会的生の生産に関与しうる者の謂であり、「社会的な生」から排除され、「剥き出しの生」に直面させられた人々の生と抵抗の可能性についてはここでは示されていない。しかしながらアガンベンが示すように、そのような「社会的な生(政治的な生)」と「剥き出しの生」は主権権力のもとで表裏一体の関係にあり、そうした生の区別を通じて近代の主権権力が可能となったのである。その意味では、抵抗の主体としての「マルチチュード」の可能性とともに、「剥き出しの生」に直面させられた人々の生のあり方から生政治に対する抵抗の可能性を探る必要があると考えられる。北川(2005: 325)も指摘するように、「単純に「生きる」という見通しから、グローバルな政治の有様を描き、それに対する新たな可能性を見い出していくこと」が求められているのである。

4. 本稿の目的

本稿ではこのような問題意識のもとに、水俣病事件の検討を通じて「剥き出しの生」に直面させられた人々の生のあり方から近代の主権権力が行使する生政治に対する抵抗の回路を探ることを試みる。水俣病事件は次章で見るとように戦後日本の主権権力がもたらした「生政治」の産物である。それは戦後日本の高度経済成長を通じて「社会的な生(政治的な生)」が実現される過程で生み出された「剥き出しの生」に他ならない。以下では、最初に水俣病者⁵⁾が置かれた状況とそれへの政治的・制度的対応の批判的検討を通じて、水俣病が現代日本における「生政治」の産物であることを明らかにする。次いで石牟礼道子の『苦海浄土』と緒方正人『チッソは私であった』のテキストに記された水俣病者の身体が語る声に着目することで、水俣病者の「剥き出しの生」の様態を明らかにする。そうした作業を通じて「社会的な生(政治的な生)」とは「区別されるサブシステムな生のあり方」を描き出すとともに、「生政治」からの離脱と抵抗の

可能性を探ることを目的とする。

Ⅰ 水俣病をめぐる生政治的状況

水俣病は高度経済成長期の日本で企業と地方自治体と国家、そして地域社会が相互に関連し合いながら生み出した「事件」である。水俣病事件は「公害の原点」とも言われ、戦後日本の環境問題の出発点となった出来事である。水俣病の発生や被害、被害者救済の運動の歴史についてはすでに膨大な研究や報告があり、それらを渉猟しレビューする力量は筆者にはない。以下では、水俣病事件を「生政治」の文脈で捉えるうえで必要なもののみを取り上げることとする。

1. 高度経済成長と水俣病事件

周知のように、水俣病は日本窒素肥料株式会社(後の新日本窒素肥料株式会社およびチッソ株式会社、以下ではすべて「チッソ」と記す)の水俣工場が不知火海に排出したメチル水銀を含む廃液によって汚染された魚介類を食べたことにより発生した病気で、1956年に公式確認された。それから12年後の1968年によく当時の厚生省はチッソ水俣のアセトアルデヒド製造工程で複製されたメチル水銀化合物が原因であると公式に発表した。しかし、その後も「水俣病患者」の認定をめぐる度重なる裁判や1995年と2009年の二度にわたる「政治」決着によって水俣病者は翻弄されてきた(栗原 2000, 2005; 宮澤 2007)。

水俣病事件における生政治的要因として最も重要な点は、それが個人の生を犠牲にして経済発展を優先する資本と国家によって引き起こされたものだという点である。周知のように、水俣病の公式確認とされるものはチッソ附属病院の細川一院長が水俣市内月浦の幼女に原因不明の疾患が発生したことを水俣保健所へ報告した1956年5月とされる(表1)。しかしそれ以前から、水俣市内月浦で5歳の少女が発病したり、水俣湾周辺で猫の死亡が相次ぎ、漁民がネズミ駆除を市衛生課に要請するなどして、異変が起こっていることは知られていた。そしてその原因についても、早い時期から大学、医師、そして厚生省によってチッソ水俣工場の排水によって汚染された水俣湾での魚介類の摂取による可能性が指摘されていた。

例えば、熊本大学医学部研究班は、公式確認と同年の11月にチッソ工場廃水による重金属中毒の可能

表1 水俣病事件をめぐる主な出来事

年月	出来事
1908年 8月	野口遼、熊本県水俣村に「日本窒素肥料株式会社」を設立（1950年に企業再建整備法により「新日本窒素肥料株式会社」に再編。1965年に「チッソ株式会社」へ社名変更。以下では、いずれも「チッソ」と記述）。
1932年 7月	チッソ水俣工場が水銀を用いたアセトアルデヒド酢酸工程を稼働
1953年 12月	水俣市内月浦で5歳の少女が発病（後に公式確認第1号と認定）
1954年 8月	水俣湾周辺で猫の死亡が相次ぎ、漁民がネズミ駆除を市衛生課に要請
1956年 5月	チッソ付属病院の細川一院長が水俣市内月浦の幼女に原因不明の疾患が発生したことを水俣保健所へ報告（水俣病の公式確認）
11月	熊本大学医学部研究班がチッソ工場廃水による重金属中毒の可能性を指摘。同年末時点で確認された患者は54人、うち17人がすでに死亡
1957年 3月	厚生省研究班が、魚介類の摂取による化学物質あるいは金属類の中毒であること、チッソ水俣工場の実態調査が必要であるとした報告書「熊本県水俣地方に発生した奇病について」を厚生省に提出。
8月	熊本県は水俣湾での魚介類の捕獲や摂取を禁じる知事公告を出すべく、食品衛生法の適用の可否を厚生省に照会。
9月	厚生省からの回答「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められない」として食品衛生法の適用を却下。
1959年 7月	熊本大学研究班が「水俣病の原因は有機水銀である」と正式発表。合わせて水俣湾の水銀はチッソ水俣工場から排出された」とする見解を発表。
10月	チッソ付属病院長の細川一が工場廃水を与えた実験用の猫400号が水俣病を発症。しかし以後の実験は会社から止められ、実験結果については箱口合が敷かれた。
11月	厚生省食品衛生調査会の水俣食中毒部会が有機水銀説を確認する答申を厚生大臣に提出するが、通産大臣の反対により閣議で了承されず。「医学的な原因解明は終わった」として水俣食中毒部会は解散を命じられる。
12月	通産省の指導でチッソ水俣工場に排水浄化装置（サイクレーター）を設置、しかし同装置は汚濁水の浄化だけで水銀除去の機能はもたなかった。 チッソと水俣病被害者の間で「見舞金契約」調印（死者30万円、成年患者10万円、未成年患者3万円）
1963年 2月	熊本大学医学部研究班が水俣病の原因物質の有機水銀化合物をチッソ水俣工場の排水から検出。これを受けて厚生省は「必要な措置をとるよう検討する」としたが、具体的な措置はとられなかった。
1965年 6月	新潟県と新潟大学が阿賀野川流域に有機水銀中毒患者が発生したと発表（新潟水俣病の公式確認）
1968年 5月	チッソ水俣工場、電気化学から石油化学への転換のためアセトアルデヒド工場の操業を停止。
9月	厚生省が「熊本水俣病はチッソ水俣工場で生成されたメチル水銀化合物が原因」と発表（日本政府による水俣病の公害認定）。
1969年 6月	水俣病患者家族28世帯、112人の原告がチッソを被告として熊本地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提訴（水俣病第一次訴訟）。1973年3月に原告が勝訴（賠償額は一人当たり1,600万円～1,800万円）。
1971年 8月	環境庁より「有機水銀の影響が否定できない場合」および「主要症状のいずれかがある場合」も水俣病の認定に含める旨の事務次官通知（昭和46年次官通知）。
1973年 7月	患者側とチッソが補償協定に調印。補償内容は一次訴訟の判決内容に加えて年金や医療費を加算。
1975年 8月	熊本県議会公害対策特別委員会が環境庁に陳情に向いた際に、一部委員から「ニセ患者」発言。
1977年 7月	環境庁環境保健部長通知「後天性水俣病の判断条件」（昭和52年判断条件）にて認定基準の厳格化。
1978年 6月	国は熊本県が県債を発行して調達した資金をチッソに貸し付け患者への補償金支払いに充てる「チッソ県債」方式を閣議了解。同年12月には第1回のチッソ県債が発行（発行額33.5億円）
7月	環境庁事務次官通知「水俣病の認定に係わる業務の促進について」において、認定を「水俣病である蓋然性が高い場合に限定」することを定める（新次官通知）。
1979年 2月	「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」施行。いわゆる「国の認定審査会」がスタート。
1980年 5月	未認定患者とその家族計85人が国・熊本県・チッソに対して「水俣病国家賠償等請求訴訟」（水俣病第三次訴訟）を熊本地裁に提訴（1987年3月熊本地裁で原告全員を患者に認定し、補償金の支払いを被告に命じる原告勝訴の判決。被告の国は控訴し、1990年10月に福岡高裁で和解勧告がなされるが、国は拒否）
1995年 5月	自民党、社会党、さきがけの連立与党が「水俣病問題の解決について」を政府に提出。未認定患者に対する一時金等の支給と引き換えに原告の訴訟および認定申請の取り下げの和解案を提案。
1996年 6月	水俣病患者・弁護団全国連絡会議、国の和解案を受け入れ、チッソと和解し、国・県への訴訟を取り下げる。
2001年 4月	水俣病関西訴訟（1982年10月大阪地裁に提訴、1994年7月原告敗訴の後、大阪高裁に控訴）で大阪高裁が国・熊本県の責任を認める原告勝訴の判決を下す。国と県は上告したが、2004年に最高裁は再び原告勝訴の判決を下す。
2009年 7月	水俣病患者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病救済特別措置法）が成立。
2010年 4月	水俣病救済特別措置法の救済措置の方針を閣議決定。水俣病の原因企業と適切な対策をとらなかった国と熊本県の責任を認め、一定の感覚障害を有する被害者を対象に一時金210万円等の支給を決定

花田・久保田(2017)、水俣市立水俣病資料館（2015）より筆者作成

性を指摘し、1959年7月には「水俣病の原因は有機水銀である」と正式発表し、合わせて水俣湾の水銀はチッソ水俣工場から排出された」とする見解を発表、そして1963年2月に水俣病の原因物質の有機水銀化合物をチッソ水俣工場の排水から検出したことを報告し、チッソが水俣病の原因企業であることを科学的に証明した。また、上述のチッソ付属病院長の細川一医師は1957年10月に工場廃水を与えた実験用の猫400号が水俣病を発症したことを確認したが、以後の実験はチッソから止められ、実験結果については箱口令が敷かれたという（花田・久保田 2017: 26）。

一方、厚生省では水俣病の公式確認の翌年1957年3月に厚生省研究班が魚介類の摂取による化学物質あるいは金属類の中毒であること、それゆえチッソ水俣工場の実態調査が必要であるとした報告書を厚生省に提出している。ところが、同年8月に熊本県が水俣病の被害の広がりを防ぐべく水俣湾での魚介類の捕獲や摂取を禁じる知事公告を出すための食品衛生法の適用の可否を厚生省に照会したところ、厚生省から「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められない」として食品衛生法の適用が却下された（花田・久保田 2017: 18; 水俣市立水俣病資料館 2015: 66）。また1959年11月には、厚生省食品衛生調査会の水俣食中毒部会が有機水銀説を確認する答申を厚生大臣に提出するが、当時の池田勇人通産大臣が閣議で「水俣病の原因である有機水銀が水俣工場から流れ出していると結論するのは早計である」と反論を述べるところとはならなかったうえに、「医学的な原因説明は終わった」として水俣食中毒部会は解散を命じられ、窓口は経済企画庁に移されることとなった（花田・久保田 2017: 22）。

以上の経過に示されるように、おおむね1950年代末には水俣病の原因物質とそれを排出したチッソの責任は明らかとなっていたにもかかわらず、政府はそれを公式に認めようとはせず、チッソ水俣工場の排水を止めることもしなかった。厚生省が「熊本水俣病はチッソ水俣工場で生成されたメチル水銀化合物が原因」と発表し、チッソの責任を正式に認めたのは1968年9月であり、それはチッソが千葉県五井に石油化学工場を建設し（1962年）、電気化学から石油化学への転換を遂げ、1968年5月に水俣工場でのアセトアルデヒドの製造を停止した4ヶ月後であった（丸山 2010）。多くの論者が指摘するように、1956年の水俣病の公式確認後、水俣病の被害地域と

被害者のさらなる拡大を防ぐために、チッソ水俣工場の操業停止や水俣湾での漁獲禁止を命じる命令を出す機会が何度もあったにもかかわらず、国も熊本県もそれを積極的には行おうとはしなかった。一般的には国や県の「不作為」として知られるこうした問題の背景を、水俣病問題に係る懇談会（2006: 17）は、「たとえ水俣病の被害者が多数出ている、高度経済成長政策を貫くために、水俣病の原因企業であるチッソの生産活動を止めるわけにはいかないというわけである。つまり、水俣病の被害者は高度経済成長政策の犠牲者でもあったのである」と明確に指摘する⁶⁾。

1950年代末に通産省から出向して経済企画庁水質保全課で水俣病の問題にかかわっていたある官僚は通産省から次のような強い指示を受けていたという。『『頑張り』と言われるんです。『抵抗しろ』と。（チッソ水俣工場からの排水を）止めたほうがいいんじゃないんですかね、なんていうと、『何言ってるんだ。今止めてみる。チッソが、これだけの産業が止まったら日本の高度成長はありえない。ストップなんてことにならんようにせい』と厳しくやられたものね』（NHK取材班 1995: 159、カッコ内は引用者による）。ここには、水俣の漁民たちの生命よりも企業の利益と市民社会の豊かさを実現することを優先する認識が端的に示されている。国民全体の経済成長のためには少数者の生命を犠牲にしてもやむをえないと言い換えてもよい。戦後の日本で物質的な豊かさの実現を通じて市民社会における社会的な生（政治的な生）の実現が希求される一方で、水俣の漁民たちはこのような「社会的な生（政治的な生）」から排除され、「生きている」という単なる事実としての「自然的な生」に直面させられてしまうのである。水俣病者たちは身体を奪われ、言葉も奪われ、意識も奪われ、そして生命をも奪われてしまい、文字通りの「剥き出しの生」に直面させられてしまうのである。しかもそうした一連のプロセスが国によって（見かけ上は）合法的に進められていったという点に⁷⁾、戦後日本の主権権力の生政治的な現実を見出すことができる。

2. 認定制度を通じた「生」の選別と切り捨て

1959年12月にチッソと水俣病者の間で「見舞金契約」が調印され、将来的に新たな補償金の要求をおこなわないことを条件に、水俣病の死者一人あたり30万円、成年患者10万円、未成年患者3万円の「見舞金」をチッソが支払うことが決められた。生活の糧

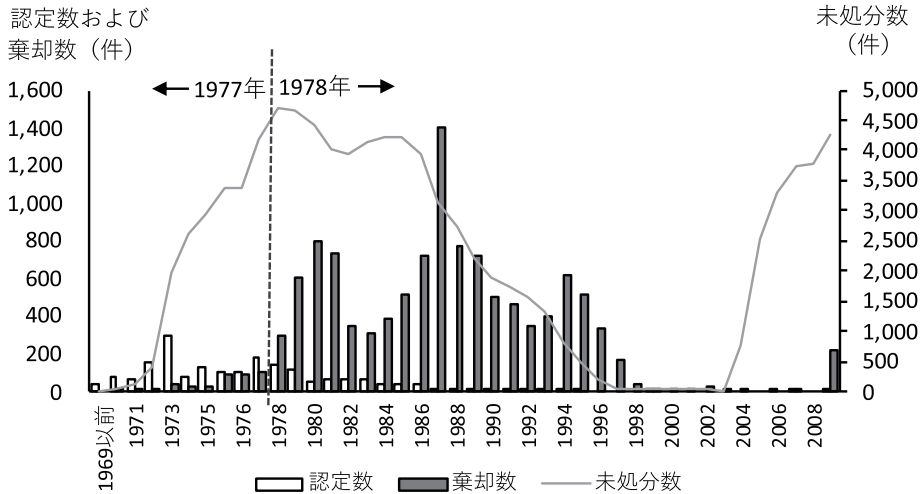


図1 熊本県水俣病認定審査処分状況の推移
水俣病センター相思社(2019)より筆者作成

であった魚が売れなくなり、加えて一家の働き手が水俣病で倒れてしまった漁師の世帯はチッソとの契約に調印せざるをえなかった。しかし、1969年6月に水俣病患者家族28世帯、112人の原告がチッソを被告として熊本地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提訴した「水俣病第一次訴訟」では、1973年3月にチッソに患者一人当たり1,600万円～1,800万円の賠償金を支払う原告勝訴の判決がくだされた。この判決に基づいて、同年7月に患者側とチッソが新たな補償協定に調印した。補償内容は一次訴訟の判決内容に加えて年金や医療費を加算するというものであった。また、その2年前の1971年に環境庁から出されたいわゆる「昭和46年次官通知」によって、「有機水銀の影響が否定できない場合」および「主要症状のいずれかがある場合」も水俣病の認定に含めるという水俣病患者の認定基準が示されたこともあり、1972年頃から認定申請数が急増し、1973年には認定申請者は年間1,900件を突破することとなった(花田・久保田 2017: 55)。

こうした事態を憂慮した環境庁は1977年7月に有機水銀の影響による症候のうち2つ以上の組み合わせを必要とするなどの「後天性水俣病の判断条件」(いわゆる昭和52年判断条件)によって認定基準の厳格化をはかった。また、その翌年の1978年7月には環境庁事務次官通知(新次官通知)において、認定を「水俣病である蓋然性が高い場合に限定」と定めた。この「52年判断条件」と「新次官通知」に基づく認

定審査会の審査によって「水俣病患者」を厳しく選別した結果、多くの水俣病患者が認定されなくなった。図1は熊本県認定審査処分状況の推移を示したもののだが、補償協定が調印された1973年以降、申請数(認定数+棄却数+未処分数)が急増した一方で、52年判断条件と新次官通知が出された1978年以降になると認定数が減少し、反対に棄却数が大幅に増加していることがわかる。1980年から1999年までの20年間の総申請数55,602件に対する認定数401件の割合はわずかに0.72%にとどまり、申請してもほとんど認定されない状態が続いた。ここでは、どれだけ重篤な水俣病の症状、例えば四肢末端の感覚障害があったとしても、それだけでは患者としては認定されず、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、歩行障害、構音障害などのいくつかの症候に関する組み合わせが認められなければならなかった。

このような厳しい認定基準はその後も維持され、2004年10月の水俣病関西訴訟の最高裁判決において国と熊本県の不作為の責任を認める判決が下された後は再び認定申請数が急増したが、図1に示されるようにほとんど認定されることはなかった。こうした中で大量の認定申請棄却者と未処分数が生み出され、全国各地で国家賠償訴訟が提訴されることとなった。1980年5月に未認定患者とその家族計85人によって提訴された水俣病第3次訴訟は、その後1,300人以上もの未認定患者が原告に加わったほか、1982年10月に大阪地裁(関西訴訟)、1984年5月に東

京地裁（東京訴訟）、1985年11月に京都地裁（京都訴訟）、1988年2月に福岡地裁（福岡訴訟）と全国各地で次々と国家賠償等請求訴訟が提起され、最終的に2,000人を超える原告が裁判で争うこととなった（水俣市立水俣病資料館 2015: 25）。

以上のプロセスに示されているのは、水俣病認定制度を通じた水俣病者の生の選別と切り捨てにほかならない。こうした認定制度の発端となったものは1959年12月にチッソと水俣病者の間でかわされた「見舞金契約」であり、そこで見舞金の対象者を選定する際に登場した「水俣病患者診査協議会」であった。花田・久保田(2017: 25)が指摘するように、「本来は当事者で決められるべき対象者を国から委嘱された医師が診査して決定するもの」であり、この仕組みがその後の水俣病認定制度に受け継がれていった。次章でとりあげる『苦海浄土』で石牟礼道(2011: 78)が「おとなのいのち十万円 こどものいのち三万円 死者のいのちは三十万円」と揶揄するように、ここでは水俣病者の生が本人以外の専門家によって選別され、値踏みされ、そして切り捨てられていったのである。

同じ家で暮らし、同じ食事をしてきた一つの家族の中でも水俣病の症状の現れ方や症状の程度には個人差があり、一つだけの症候しか現れない人もいれば、複数の症候が現れる人もおり、その症状はさまざまである。そのため、認定制度のもとでは同じ家族の中でも水俣病患者と認定される人と認定されない人が出てくる（水俣病患者と認定されなかった人の場合、いったいその人の病気は何であるというのか）。認定されれば見舞金や補償金を受け取ることができ、さらに医療費も全額支給されるが、認定されなければそれらはすべて支給されない。このように、一人の人間の生のあり方にかかわる決定が本人の手の届かないところで制度によって合法的に決められてしまうという点に、水俣病の認定制度の恐ろしさがあると思われる。

3. 生政治としての水俣病事件

さらに、水俣病者たちが激しい差別の対象となってきたこともよく知られている。当初は原因不明の伝染病と思われていた水俣病の患者家族は地域社会において忌避され、つまはじきされただけでなく、チッソ水俣工場が排出する汚染水に含まれる有機水銀化合物が原因であると明らかになった後も、補償金欲しさにチッソに楯突く者として差別の対象となった。チッソ水俣の企業城下町であった水俣市の

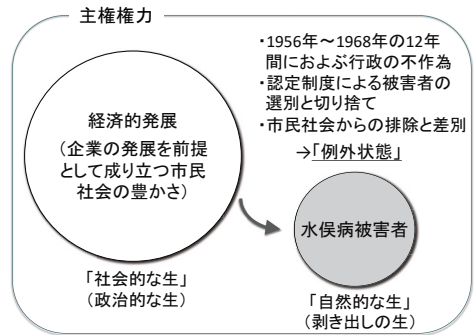


図2 水俣病事件をめぐる生政治の構図
筆者作成

地域社会においては、多くの水俣病者が差別と排除の対象とされたのである。また、前述のように1973年以降に水俣病の認定申請が急増する中で、申請者に対する誹謗や中傷もあらわれてくる。1975年8月に熊本県議会の公害対策特別委員会委員が環境庁に陳情に向いた際に、委員の一人が「ニセの患者が補償金目当てに次々に申請している」と発言したことが報じられている（熊本日日新聞1975年8月8日付）。この「ニセ患者」発言に対して、花田・久保田(2017: 53-55)は、認定申請が増加して補償金の支払いが増大することになるとチッソの経営が危ぶまれる中で「これ以上、患者が増えては会社が困る」という当時の市民意識の一端を表していると指摘する。

アガンベンが指摘したように、近代の主権権力は人の生を生きるに値する生と値しない生に選別し、後者を法の埒外である例外状態におくことで、逆説的に生きるに値する生、すなわち社会的な生（政治的な生）の実現を可能としてきた。水俣病事件においては、戦後日本の高度経済成長の過程でチッソ水俣工場が排出した有機水銀の加工物を含む廃液により多くの住民に深刻な健康被害があらわれたことに対するチッソ、熊本県、日本政府、そして地域社会の対応を通じてこうした生政治が作動していくこととなった（図2）。1956年の水俣病の公式確認から1968年の政府による水俣病の公害認定に至るまで12年間にわたり国および熊本県は適切な対応をとらなかった。その途中に何度か被害の拡大を食い止める機会があったにもかかわらず、経済的發展を優先するために「不作為」という形で被害の拡大を招いた。また、水俣病事件は多くの人々に深刻な健康被害をもたらしただけでなく、さらに被害を受けた人々の生を選別し、値踏みし、そして切り捨てるものでも

あった。厳格な認定制度を通じて膨大な数の棄却者や未処分者を生み出していった。認定申請が棄却された人々は、水俣病の症状のために働くことができないにもかかわらず所得補償も得られず、十分な医療を受けることもかなわずに、市民社会の中で見捨てられてきたのである。さらに、このような水俣病患者に対して、地域社会における差別や偏見、そして誹謗中傷が向けられただけでなく、補償金目当てのニセ患者という言葉まで投げかけられた。水俣病患者は二重三重に市民社会から排除され、切り捨てられてきたのである。市民社会の「社会的な生」から排除された水俣病患者は、身体を奪われ、言葉を奪われ、知性を奪われ、ときに植物状態にまで貶められたのであり、文字通り「生きている」という単なる事実と直視せざるをえない「剥き出しの生」であった。そしてそうしたことのすべてが資本主義経済と民主主義に基づく制度的枠組みの中で合法的に行われたことが近代の主権権力による生政治の本質的な特徴なのである。

こうした生政治的状况の中に、われわれはどのような「抵抗」の可能性を見いださるだろうか。もちろん、裁判という法律的回路を用いてあくまで制度的に抵抗していく方法は残されているし、事実、今日に至るまでの多くの水俣病裁判闘争の歴史はそうした抵抗の証左だろう。筆者も裁判闘争は生政治に対抗する回路として必要なことだと考える。しかしながら、そうした裁判闘争にもかかわらず、その後の水俣病事件の展開は根本的な問題の解決からは程遠いといわざるをえない。

1995年5月に当時の連立与党が「水俣病問題の最終解決」を掲げて提案した和解案(1996年6月に水俣病被害者・弁護士全国連絡会議が受け入れ表明)や2009年7月に成立した水俣病救済特別措置法(特措法)に示されるように、被害者救済が一時金(和解案:260万円、特措法:210万円)や医療費・医療手当等の支給に還元されるとともに、その引き換えに認定申請や訴訟を取り下げるといった条件が付されてしまっている。また、和解案では国や熊本県の法的責任を明記しなかった一方で、チッソの一時金支払いに対する金融支援措置が明記された。さらに特措法においては、チッソの事業部門の分社化と、チッソおよび分社に対する税法、会社法、民法上の特例を設け、将来的な株売却による水俣病負債の返済が認められるなど、加害企業であるチッソの救済策という性格が色濃くにじみ出ている(久保田 2017)。水俣病事件が有する生政治的な問題により根本的に迫るためには、裁判という法律的回路だけでなく、別

の抵抗の回路の可能性も検討する必要があると考えられる。次章では、このような水俣病事件をめぐる生政治的状况を乗り越え、それに対抗する視点を、石牟礼道子の『苦海浄土』と緒方正人の『チッソは私であった』に見出すことを試みる。

II 「剥き出しの生」が語る声—石牟礼道子『苦海浄土』

1. 「乗り移り」を可能にするもの

石牟礼道子の『苦海浄土』三部作⁸⁾は約40年余りをかけて執筆された大作であるが、1969年の第一部の刊行当初から、そのテキストの特異な性格が議論されてきた。それらを要約すれば、本書は聞き書きやルポルタージュなどのノンフィクションでもなければ、純然たるフィクションでもないということである。この点について、『苦海浄土』文庫版の解説者である渡辺京二が石牟礼道子本人に尋ねたところ、「だって、あの人が心の中で言っていることを文字にすると、ああなるんだもの」(渡辺 2004: 371)と答えたという。また、池澤(2011: 758)は「彼女に託された患者の言葉、という形式に託された石牟礼道子自身の言葉として紙の上に残された」と述べる。言い換えれば、『苦海浄土』に記された言葉においては、石牟礼道子と水俣病患者の区別が意味をなさないということである。

この点について、『苦海浄土』における水俣市立病院に入院している老漁師釜鶴松についての記述をみてみよう。彼女が釜鶴松の病室の前を通り過ぎようとした時、ベッドから転げ落ちて病室の床の上に仰向けに寝転がっていた釜鶴松のまなざしに気がついたのである。「まだ死なないでいるかぎり残っている生きものの本能を総動員して、彼は侵入者^{おぼ}に対きあおうとしていた。彼はいかにもいとわしく恐ろしいものをみるように、見えない目でわたくしを見たのである」(石牟礼 2011: 82)。「釜鶴松のかなしげな山羊のような、魚のような腫と流木じみた姿態と、決して往生できない魂魄は、この日から全部わたくしの中に移り住んだ」(石牟礼 2011: 83)。このような「乗り移り」こそが『苦海浄土』の基礎をなしていると考えられる。池澤(2011:760)が「身体的・生理的実感」と呼ぶこの「乗り移り」の根幹には、「自分が釜鶴松とおなじ世界の住人であり、この世の森羅万象に対してかつてひらかれていた感覚」(渡辺 2004:

372)を共有しているという確信がある。このような共通感覚を、「風土」(Kumagai 2016)や「場所の感覚」(生田 2004)、「エコ＝ロジカル」な世界(結城 2004)と表現することも可能であるが、本稿では「乗り移り」の根拠を、このような対象化された「風土」や「場所」、「世界」に対してではなく、個人の「身体」に求めてみたい⁹⁾。そもそも、言葉を話すことが困難な水俣病患者の人々にとって、言語はきわめて不十分な媒体でしかない。石牟礼は自らが属する世界に対する感覚と、その世界が破壊されてしまったことへの強烈な喪失感を身体的に共有することで、「乗り移り」を可能としたと考えられる。

2. 身体の語る声

この点に関連して、『苦海浄土』においては水俣病患者の身体に焦点を当てた記述が多いことが特徴である。例えば第一部の「四十四号患者」や「死旗」、「ゆき女きき書」には発病前に海との暮らしの中で生き生きと躍動していた身体が発病後にどのように壊れてゆくのが克明に記されている。「うちゃだんだん自分の体が世の中から、離れてゆきよるような気がするとばい。握ることができん。自分の手でモノをしっかりと握るちゅうことができん。…(中略)足も地^じにつけて歩きよる気のせん、宙に浮いとるごたる。心ぼそか。世の中から一人引き離されてゆきよるごたる」(石牟礼 2011: 85)。また、「ゆき女きき書」では解剖される女性患者の身体が描かれるが、ここでは身体が単なる病理学の対象としてではなく、一人の主体として描かれている。「彼女の心臓はその心室を切りひらかれたとき、つつましく最後の吐血をとげ、わたくしにどっと、なにななつかしい悲傷のおもいがつきあげてきた。死とはなんと、かつて生きていた彼女の、全生活の量に対して、つつましい営為であることか」(石牟礼 2011:102)。

このような水俣病患者の「声なき声」を、石牟礼は「魂」という言葉で書き留めようとする。第一部第五章「地の魚」では寝たきりで言葉も発せない17歳の杉原ゆりに対して、介護を続ける母親がゆりの身体から発せられる匂いと時折流れる涙にゆりの魂の存在を見出そうとする。「うちは不思議で、ようくゆりば嗅いでみる。やっぱりゆりの匂いのするもね。ゆりの汗じゃの、息の匂いのするもね。体ばきれいに拭いてやったときには、赤子のときとはまた違う、肌のふくいくしたよか匂いのするもね。娘のこの匂いじゃうちは思うがな。思^しうて悪^{わる}かろうか…。」「あんた、しゅんじゅん(しみじみ)と考えてみてはいよ。

草よりも木よりもゆりが魂はきつかばい。草や木と同じ性^{しよ}になったものならば、なして、ゆりはあげんしたふうな声で泣くとじゃる。」「ゆりがあげんふうに泣きよるのはやっぱり魂が泣きよるにちがいなか」(石牟礼 2011: 149)。ここで「魂」と記されているものは、水俣病患者の「声なき声」であり、身体が語る声である。石牟礼はそうした水俣病患者の身体が語る声、すなわち「魂」を自身の身体に乗り移らせることで、言葉に書き留めてゆくのである。文芸批評の若松英輔が言うように、「石牟礼にとって書くとは、自己表現の手段であるより、語ることのない何ものかから託された言葉を世に刻むことだった」(若松 2018: 36-37)のであり、「自らの思いを表現する以前に、語ることを奪われた者たちの言葉をわが身に宿し、世に送り出すことだった」(若松 2018: 9)のである。不自由な身体で自ら語ることもできない水俣病患者は、スピヴァク(1998)が言う自らを代弁／表象することができない「サバルタン」に等しい存在だと言えるだろう。石牟礼はこのようなサバルタンとしての水俣病患者の声を聞き取り、それを市民社会に投げ返しているのである。

3. 「椿の海」からマルチスピーシーズの世界へ

『苦海浄土』において、生々しく描かれる水俣病患者の身体は、しかしもう一方で、豊穡で生き生きとした別の世界と接続する手がかりでもあった。「ゆき女きき書」で描かれるゆき女の発症前の生活は、夫と一緒に夫婦船に乗って漁に出かけて、不知火海の魚をとる、穏やかで満ち足りた暮らしであった。そうした暮らしを支えたものは何よりも豊穡の海であった。天草出身の石牟礼自身も、漁に出ることはなくとも、不知火海の美しさ、豊かさには子供の頃から親しんでいた。『苦海浄土』第二部、第二章「神々の村」において、石牟礼は不知火海を「椿の海」と呼び、水俣病に冒された人々にとってと同様に、みずからにとっても自分が生まれ出た母なる存在としている。「もっとも原始的で無欲で、大らかな牧歌の神々は死に絶えつつあった。一度も名のり出たことのない無冠の魂であったゆえに、おそらくはこの世に下された存在の錘鉛とでもいべき人々が、<椿の海>から生まれ出ていて、ほろびつつあった」(石牟礼 2011: 236)。人々は健康な身体と労働を通じて、この豊穡な自然としっかり結びついていた。それゆえ、この豊穡な自然が近代文明の毒によって汚染された時、それと密接に結びついていた人々の身体も同様に冒されてしまったのである。

この、ユートピア的でありながら、同時に現実的でもある世界は、しかしながら単に過去の牧歌的世界をノスタルジックに投影したのではない。1976年の石牟礼の自伝的作品である『椿の海の記』（石牟礼 2013）では、「椿の海」の世界が決して美化された理想世界ではなく、素朴でありながらも人間の業や情念をも含んだ濃密な作品世界として描き出されている。石牟礼自身の言葉を借りれば、「椿の海」とは「この世ではなく、あの世でもなく、まして前世でもなく、もうひとつの、この世である」（石牟礼 2011: 246）ということになるだろう。それは過去の失われた世界ではなく、むしろ現実世界を改変してゆくための具体的な拠り所となる世界である。

『苦海浄土』第三部の冒頭に置かれた「序詩」の一部には次のように記されている。

ひとわれもいのちの臨終^{いまわ} かくばかりかなし
きゆえに けむり立つ雪炎の海をゆくごとくなれど

われよりふかく死なんとする鳥の眸^めに遭えり

はたまたその海の割るときあらわれて 地^{つち}の
低きところを這う虫に逢えるなり

この虫の死にざまに添わんとするときようやく
にして われもまたにげんのいちいなりしや

(石牟礼 2011: 455)

若松(2018: 21)によれば、ここでの「虫」はいのちあるものすべてを象徴するものであり、別の箇所では石牟礼が「生類^{しょうるい}」と呼ぶものにあたる。筆者には、ここでの「虫」はいのちあるものすべてであるとともに、水俣病患者そのものをも含意しているように思われる。わたしたちは社会の底辺で生き、そして死んでいく水俣病患者と出会うことによって、はじめて人間の一員になれるのであり、それは同時にわたしたちがすべてのいのちあるものと向き合うことを意味しているのだ。若松(2018: 78-79)はこの点に、人間中心の考え方をあらためて、魚、猫、犬、鳥、そして海に生きる小動物も含めて、いのちの共同体とのつながりをどう取り戻していくのか、という課題を見出している。奥野(2017)はこの点において、複数種の出会いを取り上げてア・プリオリに人間だけを主体として設定してきた文化人類学の再検討を試みるマルチスピーシーズ民族誌と『苦海浄土』との共通性を見出している。社会的な生から排除され、剥き出しの生に直面させられた水俣病患者の人々と言葉の

真の意味において「出会う」ことは、すべてのいのちあるものと向き合うことでもあるのだ。そのとき「自然的な生」は存在論的な地平となるだろう。

III 緒方正人『チッソは私であった』

1. 「システム社会」という病い

芦北町女島の漁師の網元の家に生まれた緒方正人は、1959年に父を急性劇症型の水俣病で失い、同じ頃に自身も水俣病を発症した。1975年に水俣病認定申請患者協議会(申請協)副会長、1981年に同会長に選出され、政府やチッソ水俣を糾弾する最先鋒にいたが¹⁰⁾、1985年にすべての運動から身を引き、自らの認定申請も取り下げた。その後は一人でチッソ水俣の正門前に座り込みを行ったり、石牟礼道子らと「本願の会」を結成し、水俣湾の埋め立て地に野仏を建立する活動や、1996年の「水俣・東京展」にうたせ船「日月丸」で水俣から東京湾まで13日間かけて航行するなど独自の活動を展開している。その緒方の代表的な著作が『チッソは私であった』（緒方 2001）と『常世の舟を漕ぎて』（緒方・辻 1996）である。

同書で緒方は水俣病をめぐって責任主体としての人間がチッソにも政治、行政、社会のどこにもいないこと、結局、水俣病を引き起こしたものはシステムとしてのチッソ、政治、行政、社会であり、水俣病患者である自分もまたそうした「システム社会」の一員であったことを認めざるをえなかった。「仕組みとしてのチッソ」、「構造としての国家」の中で、一人の人間としての責任が果たされていないことに緒方は疑問を感じると同時に、水俣病患者の方でも「被害者」や「患者」という枠組みの中でそれぞれの「個」が見えなくなってきたことに違和感を覚えたのである¹¹⁾。「さまざまな仕組みや制度が「人間として」あるいは「人として」という主体を覆い隠してしまっているのではないかということをしり上げたいのです」（緒方 2001: 59）。

2. システム社会に取り込まれないために

このようなシステム社会に取り込まれないための手がかりを、緒方(2001: 60-62)は命をめぐる水俣病患者の3つの対応に見出した。第一は、「それでも、魚を食べ続けてきた」という点である。緒方自身、「昭和三十年代、四十年代に、毒がまだ少しは残っているかも知れん魚を、それでも食べつづけてきた」と

いう¹²⁾。緒方はこの行動を、「要するにチツッを恨んでも、魚や海を恨むことはなかったわけです」と説明する。

第二は、「それでも、子供を産み続けてきた」という点である。これは、胎児水俣病の子供が生まれても、その後二番目、三番目、四番目と子どもを産み育てつづけてきたということであり、「毒を背負って生まれてくる子も受けとめ、抱いていくという生き方」を意味している。

そして第三は、「それでも、誰も殺さなかった」という点である。「どれだけ多くの人が殺されたのかわからないのに、被害者・漁民の方からは加害者の人たちを誰一人殺していない」。その理由を、緒方は「生き物を殺して食べて生きている。生かされているという暮らしの中で、殺生の罪深さを知っていたんじゃないか」と述べている。

3. 命の連なる世界に向けて

緒方は、上記のような水俣病患者たちの命をめぐる対応の中に、「命の連なる世界に一緒に生きていこう」という水俣病患者の精神世界からの呼びかけを見出し、それこそが「水俣病事件の問いの核心」だと指摘する(緒方 2001: 63)。この点において、緒方は石牟礼と驚くほど近い地点に立っていると言えよう。石牟礼が『苦海浄土』で描き出したのは、「社会的な生」(より善く生きる)から排除され「自然的な生」(単に生きているという事実)を余儀なくされた水俣病患者の生のあり方であると同時に、そうした水俣病患者との出会いを通じて、すべてのいのちあるものと向き合う存在論的な地平であった。緒方が見出した「命の連なる世界」とは、まさにこのような意味での存在論的な地平にほかならない。それは近代の主権権力によって豊かさや安全が保障される「社会的な生」の世界とは異なり、「生きている」という単なる事実に基づいた「自然的な生」の世界であった。そこは『椿の海の記』に描かれたようなサブシステムな生が展開される場であり、それゆえに人間を含むさまざまないのちがお互いに連なる世界である。石牟礼や緒方は、水俣病患者の生を通じてそうした世界を描き出すことで、水俣病事件を生み出した現実世界とは異なる、「もうひとつの、この世」の可能性を探ろうとしたのである。その意味で、石牟礼と緒方は市民社会の「社会的な生」から排除された水俣病患者の生を描くことで、逆説的にそうした「自然的な生」の地点から主権権力によって構成されたシステム社会=市民社会を脱構築する視点を見出したと言えるだろう¹³⁾。

おわりに

政治社会学の栗原彬はその著書『「存在の現れ」の政治—水俣病という思想—』(栗原 2005)において、水俣病を一つの政治思想としてとらえ、そこから新たな政治の可能性を問うことを試みた。その中で、「水俣病患者である」とことと「水俣病がある」ことを区別して、「水俣病がある」ことから出発する必要を説いている(栗原 2005: 57-61)。「水俣病患者である」世界では、例えば「認定患者/未認定患者」、「44号患者」、「被害者/加害者」、「支援者—被支援者」などのように、制度や組織の中ですべての主体が社会的な記号・名詞として表象されてしまう。そこでは一人一人の「固有の水俣病」が捨象され、水俣病患者は認定患者や原告、被害者として記号化されてしまうとともに、彼/彼女らと他者との関係も記号同士の関係に置き換えられてしまう。そして、水俣病患者は一人一人の声を失い、総体としての社会システムの一構成員に還元されてしまうのである。一方、「水俣病がある」世界では、水俣病は、事として、関係として、身体として、またそれらの総体である風景として存在する。人々は身体を通して他者となつたり、他の生き物、不知火海の自然ともつながっている。「水俣病がある」世界に立つことによって、はじめて言語化され客体化された「水俣病患者である」世界を突き破り、その背後に隠されていた命を孕んだ自然、水俣の原初的風景、すなわち存在論的な世界があふれでてくる。栗原は前者の「水俣病患者である」世界の力学を「表象の政治」と呼び、後者の「水俣病がある」世界のそれを「存在の政治」と呼んで区別する。いささか図式的すぎるくらいはあるが、それらを模式的に表すと図3のように示されるだろう。この図で言えば、主権権力は「表象の政治」に依拠し、緒方が言う「システム社会」を作り上げるのに対し、

～である	—	～がある
物	—	事、関係
記号	—	身体
名詞的存在	—	動詞的存在
主語的關係	—	述語的關係

<p>表象の政治 (politics of representation)</p> <p>政治・社会システムが表象的な実践を通じて構築したアイデンティティを用いて、受苦者の自発的服従を促す。</p>	<p>存在の政治 (politics of existence)</p> <p>表象の政治を内側からめぐり返すようにして、生命の尊厳、人間の存在の回復を求める水俣病患者自身による政治</p>
--	--

図3 表象の政治と存在の政治
栗原 (2005: 92) をもとに筆者作成

本稿で取り上げた石牟礼道子と緒方正人は「存在の政治」の展開を通じてサブシステムな生が展開される場の可能性を模索しようとしたと言える。それは、主権権力の生政治を超えて、さまざまな異なるいのちが出会う「もうひとつの、この世」を築こうとする試みでもあるのだ。

謝辞

本稿は2017年度人文地理学会大会（於：明治大学）において発表した内容に加筆修正したものである。会場でご質問いただいた水岡不二雄先生はじめ、その後に貴重なコメントをいただいたみなさまにこの場を借りてお礼申し上げます。

注

- 1) この事件は、2005年7月22日、ロンドンの地下鉄内で無実のブラジル人青年が爆弾テロの容疑者としてロンドン市警の警察官によって殺害されたものである。事件後のインタビューでロンドン警視庁のプレア総監は、容疑者が自爆テロを起こそうとしているような場合、「唯一の対処方法は頭部を撃つことだ」と語り、テロによる再攻撃から市民を守るために今後とも強い姿勢でのぞむ考えを示した、とされる（asahi.com 2005年07月25日付）。<http://www.asahi.com/special/050707/TKY200507240158.html> (2019年1月18日閲覧)
- 2) Gregory (2006) は、収容者による収容所内でのハンガーストライキや自殺の試みを収容者自身による主体的な抵抗として位置付けているが、筆者にはそれは収容者に新たな生政治的規範を押し付けるもののように思われる。
- 3) ネグリ・ハート(2005: 167, 2012: 107)は「生政治(的生産)」という言葉を生権力と区別して用い、後者をもっぱら主権権力が生の調整と管理のために行使する権力、前者をそれに抵抗し、主体性のオルタナティブな生産を決定する生の権力と位置付けているが、本稿では「生政治」という言葉を上記両方の意味を含む広い意味での「生の生産と再生産にかかわる政治」として用いることにする。
- 4) ネグリ・ハート(2005: 187-189)は農業労働と女性労働だけは、画一化され様式化された工場労働とは異なり、ローカルな自然環境に関する特有の知識と知性を有し（農業労働の場合）、あるいは家事労働やケア労働などを通じて多様な社会関係や生の形態を直接的に生み出すという点で、非物質的労働に位置付けられるとしている。
- 5) 水俣病の被害に遭われた人々を何と呼ぶのかという問題は、そのまま水俣病をめぐる諸制度と結びついてくる。例えば、「水俣病患者」という言葉は、のちに詳しく見るように、水俣病の認定制度と結びついて「認定患者」、「未認定患者」など特別な意味を有するものとなった。また、「水俣病被害者」という言葉は2009年に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」において「認定患者」には至らない救済対象者を指す語として用いられたものである（久保田 2017: 91）。そこで、本稿では水俣病の被害に遭われた人々を表す際には「水俣病者」と記すことにする。
- 6) 「水俣病問題に係る懇談会」は2005年4月に当時の小池百合子環境大臣の私的懇談会として設けられたもので、有馬朗人（元東京大学総長）や亀山継夫（元最高裁判所判事）、吉井正澄（元水俣市長）、嘉田由紀子（元京都精華大学教授、2006年4月に辞任）など10人の委員によって構成された。委員会での議論をふまえて2006年9月に「提言書」を発表した。
- 7) ただし、水俣病関西訴訟（1982年10月大阪地方裁判所に提訴、1994年7月原告敗訴の後、大阪高裁に控訴）では、2001年4月の大阪高裁判決、および2004年10月の最高裁判決でいずれも国と熊本県の不作為の責任を認める画期的な判決が下された。
- 8) 『苦海浄土』は「第一部 苦海浄土」（1969年、講談社）、「第二部 神々の村」（2004年、藤原書店）、そして「第三部 天の魚」（1974年、筑摩書房）の三部作によって構成されるが、本稿では池澤夏樹が世界文学全集の第三集-04として編んだ石牟礼(2011)を用いた。以下、引用はすべて同書からのものである。
- 9) 水俣病をめぐる場所と身体と自然の多層的なつながりを描き出すことを試みたKumagai (2016)の研究は、身体を介した自然と人間および文化のつながりに着目している点で本稿の問題意識と多くの共通点を有しているが、そうしたつながりを集合的な次元において「風土」に対象化している点において本稿のスタンスとは異なる。本稿はより個体的な次元において身体が意味するものを明らかにしようとする試みである。
- 10) 前述の1975年8月の熊本県議会議員の「ニセ患者」発言の後、同年9月に発言をおこなった議員に対して、緒方を中心に申請協から150人が抗議をしに行った際に現場でもみ合いとなり、緒方ほか数人が暴行および公務執行妨害で逮捕・起訴された（緒方・辻 1996）。
- 11) 「「チッソってどなたさんですか」と尋ねても、決して「私がチッソです」という人はいないし、国を訪ねて行っても「私が国です」という人はいないわけです。そこに県知事や大臣や組織はあっても、その中心が見えない。そして水俣病の問題が、認定や補償に焦点が当てられて、それで終わらされていくような気がしていましたし、チッソから本当の詫びの言葉をついに聞くこともなかったわけです。県知事や大臣、いわゆる国からも、いまだに水俣病事件の本当の詫びは入れられていないと思います」（緒方 2001: 40）という緒方の問いは、きわめて妥当なものだと筆者も思う。
- 12) 『苦海浄土』第一部の第六章「とんとん村」の冒頭「春」には、近隣の村から行商でやってきた女性からチッソ水俣工場の排水で汚染されているかもしれないワカメを石牟礼が購入し、味噌汁にして食べる場面が描かれている（石

- 牟礼 2011: 157-158)。この文章について結城 (2011: 176-177) は、有機水銀に汚染されたわかめを食べることをリスクととらえる近代的な価値観と、「天のくれらすもの」としてそうした汚染されたわかめを食べる非近代的な価値観との相克という問題が身体的・感覚的な表現を用いて描き出されているとともに、そうした石牟礼の記述が緒方の言う「それでも、魚を食べ続けてきた」という生命への絶対的信頼と共通するものであると指摘する。
- 13) ただし、身体への言及をめぐって、石牟礼と緒方の間には無視できない違いが見られると思われる。水俣病者の生の世界にアプローチするうえで、石牟礼は水俣病者の身体の語る声に着目し、それを自らの身体に「乗り移らせる」ことで水俣病者の生を描こうとしたのに対し、緒方にはそうした姿勢は見られない。水俣病患者運動から身を引き、自らの認定申請も取り下げた時期に経験した自らの「狂い」に関しては自らの精神的・身体的な変化を克明に書き留めているが (緒方・辻 1996)、ほかの水俣病者の身体に関する記述は驚くほど少ない。こうした違いは、Kumagai (2016) も指摘するように、ジェンダー差と関連するものかもしれないが、その点についての検討は今後の課題としたい。
- ## 文献
- アガンベン, G. 著、高桑和巳訳 2003. 『ホモ・サケルー主権権力と剥き出しの生一』以文社. Agamben, G. 1995. *Homo sacer: Il potere sovrano e la nuda vita*. Torino: Einaudi.
- アガンベン, G. 著、植村忠男・中村勝己訳 2007. 『例外状態』未来社. Agamben, G. 2003. *Stato di eccezione*. Torino: Bollati Boringhieri.
- 生田省悟 2004. 覚醒する<場所の感覚>. 野田研一・結城正美編『越境するトポス—環境文学論序説—』彩流社: 19-41.
- 池澤夏樹 2011. 解説 不知火海の古代と近代. 石牟礼道子『苦海浄土』河出書房新社: 757-771.
- 石牟礼道子 2011. 『苦海浄土』河出書房新社.
- 石牟礼道子 2013. 『樁の海の記』河出文庫.
- NHK取材班 1995. 『戦後50年 その時日本は 第3巻 チッソ・水俣: 工場技術者たちの告白、東大全共闘: 26年後の証言』日本放送出版協会.
- 緒方正人 2001. 『チッソは私であった』葦書房.
- 緒方正人・辻 信一 1996. 『當世の舟を漕ぎて—水俣病私史—』世織書房.
- 奥野克巳 2017. 明るい人新世、暗い人新世—マルチスピーシーズ民族誌から眺める—. 現代思想 45 (22): 76-87.
- 北川真也 2005. <帝国>の地—生政治/地—生権力についての覚え書. 人文論究 55 (1): 310-328.
- 北川真也 2007. 現代の地政学における例外空間としての収容所—イタリアの不法移民収容所へ「歓待」する生権力—. 人文地理 59: 111-129.
- 久保田好生 2017. 2000年以降の経過と問題点. 花田昌宣・久保田好生編『いま何が問われているか—水俣病の歴史と現在—』くんぶる: 77-103.
- 栗原 彬編 2000. 『証言 水俣病』岩波書店.
- 栗原 彬 2005. 『「存在の現れ」の政治—水俣病という思想—』以文社.
- スピヴァク, G. C. 著、上村忠男訳 1998. 『サバルタンは語ることができるか』みすず書房. Spivak, G. C. 1988. Can the subaltern speak? in Nelson, C. and Grossberg L. eds. *Marxism and the interpretation of culture*. Urbana: University of Illinois Press, 271-313.
- ネグリ, A. ハート, M. 著、水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳 2003. 『帝国—グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性—』以文社. Hardt, M. and Negri, A. 2000. *Empire*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- ネグリ, A. ハート, M. 著、幾島幸子訳、水嶋一憲・市田良彦監修 2005. 『マルチチュード—<帝国>時代の戦争と民主主義— (上)』日本放送出版協会. Hardt, M. and Negri, A. 2004. *Multitude: war and democracy in the age of empire*. New York: Penguin Press.
- ネグリ, A. ハート, M. 著、水嶋一憲監訳、幾島幸子・古賀祥子訳 2012. 『コモンウェルス—<帝国>を超える革命論— (上)』日本放送出版協会. Hardt, M. and Negri, A. 2009. *Commonwealth*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- 花田昌宣・久保田好生編 2017. 『いま何が問われているか—水俣病の歴史と現在—』くんぶる.
- フーコー, M. 著、渡辺守章訳 1986. 『性の歴史 I—知への意思—』新潮社. Foucault, M. 1976. *Histoire de la sexualité 1: la volonté de savoir*. Paris: Gallimard.
- 丸山徳次 2010. 日本における環境問題とその解決の困難さ. 『エコ・フィロソフィ』研究別冊 4: 39-46.
- 水俣市立水俣病資料館 2015. 『水俣病—その歴史と教訓—』水俣市立水俣病資料館.
- 水俣病センター相思社 2019. 水俣病認定審査関連統計資料 (熊本県・鹿児島の一部). 水俣病センター相思社. http://www.soshisha.org/jp/about_md/ma_situation/ 水俣病認定審査関連統計資料 (2019年1月26日閲覧)
- 水俣病問題に係る懇談会 2006. 『「水俣病問題に係る懇談会」提言書』水俣病問題に係る懇談会. <https://www.env.go.jp/council/toshin/t26-h1813/honbun.pdf> (2019年1月25日閲覧)
- 宮澤信雄 2007. 『水俣病事件と認定制度』熊本日日新聞社.
- 結城正美 2004. 環境文学のエコ=ロジカルな試み—テリー・テンペスト・ウィリアムスと石牟礼道子を中心に—. 野田研一・結城正美編『越境するトポス—環境文学論序説—』彩流社: 183-203.
- 結城正美 2011. 『苦海浄土』にみる汚染と食の言説. 渡辺憲司・野田研一・小峯和明・ハルオ・シラネ編『環境という視座—日本文学とエコクリティシズム—』勉誠出版: 175-179.
- 若松英輔 2018. 『當世の花 石牟礼道子』亜紀書房.
- 渡辺京二 2004. 解説 石牟礼道子の世界. 石牟礼道子『苦海浄土 わが水俣病』講談社文庫: 364-386.
- Ek, R. 2006. Giorgio Agamben and the spatialities of the camp: An introduction. *Geografiska Annaler*, 88B (4): 363-386.
- Gregory, D. 2006. The black flag: Guantánamo Bay and the space of

- exception. *Geografiska Annaler*, 88B(4): 405-427.
- Katz, I. 2015. From spaces of thanatopolitics to spaces of natality: A commentary on 'geographies of the camp.' *Political Geography* 49: 84-86.
- Kumagai, K. 2016. Place, body and nature: rethinking Japanese sense of "Fudo" and Minamata disease. *Geographical review of Japan series B* 89(1), 32-45.
- Martin, D. 2015. From spaces of exception to 'campscares': Palestinian refugee camps and informal settlements in Beirut. *Political Geography* 44: 9-18.
- Minca, C. 2005. The return of the Camp. *Progress in Human Geography* 29(4): 405-412
- Minca, C. 2006. Giorgio Agamben and the new biopolitical nomos. *Geografiska Annaler*, 88B(4): 387-403.
- Minca, C. 2007. Agamben's geographies of modernity. *Political Geography* 26: 78-97.
- Minca, C. 2015a. Geographies of the camp. *Political Geography* 49: 74-83.
- Minca, C. 2015b. Counter-camps and other spatialities. *Political Geography* 49: 90-92.